平成２１年（フ）第６４１号
静岡県駿東郡長泉町中土狩557番地の321　日幸マンション201号
債務者　小野亜希子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地29―501
債務者　片山　文一
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１３号
京都市左京区下鴨泉川町25番６、住民票上の住所京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の201
債務者　相馬身江子（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
京都市伏見区下中町653番地の２　ＲＩＶＥＲ　ＳＩＤＥ21―205
債務者　原田千恵美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
京都市左京区下鴨東高木町25番地５
債務者　京舞庵こと平沢こと　平澤　雅也
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
京都府宇治市宇治半白125番地の９
債務者　堀内工芸こと　堀内　　貢
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
京都府宇治市木幡西浦２番地の１　サーパス宇治木幡307号
債務者　物部　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　６棟501号
債務者　綾城興業こと綾城こと　**具**　　一知
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字魚屋245番地
債務者　西村貞子こと　李　　貞浩
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
香川県高松市田村町817番地１　市住２―20
債務者　仁木　克博
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７８号
香川県高松市伏石町2039番地14　ロイヤルパレス伏石101号
債務者　國光　正行（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
香川県高松市三谷町475番地１
債務者　坂本美智子（旧姓安並）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５３号
盛岡市厨川２丁目24番８―409号
債務者　湯浅　則文
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６８号
岩手県紫波郡紫波町稲藤字瀬平30番地
債務者　小田中　繁
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1240番地28、旧住所盛岡市緑が丘４丁目12番27号
債務者　花坂　京子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７９号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字上高柳50番地１　パルセ大都109号
債務者　瀬口　茂信
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口290番地18　斉藤アパート３号
債務者　梅津　貞藏
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部